

令和 8 年度体験型謎解きイベントの実施に係る連携事業者選定企画競争
(プロポーザル方式) 実施説明書

1 事業の概要

(1) 事業名

体験型謎解きイベント

(2) 事業内容

別紙 1 「令和 8 年度体験型謎解きイベントに係る業務連携実施仕様書」(以下「本件仕様書」という。) のとおり

(3) 履行期間

覚書締結日から令和 9 年 6 月 30 日(水)まで

2 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。
なお、参加した後に、当該条件の一つでも満たさなくなった場合は、資格を失う。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当する事実があった後 3 年を経過しない者(当該事実と同一の事由により名古屋市交通局指名停止要綱(平成 15 年 3 月 26 日局長決裁)に基づく指名停止(以下「指名停止」という。)を受けている者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 令和 7 年度及び令和 8 年度名古屋市競争入札参加資格審査において、申請区分「業務委託」、申請業種「宣伝・広告の企画」又は「催事等の企画・運営」の競争入札参加資格を有すると認定された者であること。又は当該競争入札参加資格を有していない者で、令和 8 年 5 月 11 日(月)午後 5 時 15 分までに資格審査の申請を行い、本プロポーザルに係る覚書締結の日までに当該資格を有すると認定された者であること。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく更生手続開始の決定後、(3)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。)でないこと。
- (5) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づく再生手続開始の決定後、(3)に掲げる本市競争入札参加資格の認定を受けている者を除く。)でないこと。
- (6) 中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)、中小企業団体の組織に関する

法律（昭和 32 年法律第 185 号）、商店街振興組合法（昭和 37 年法律第 141 号）又は有限責任事業組合契約に関する法律（平成 17 年法律第 40 号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合の組合員が本プロポーザルに参加しようとしないう者等であること。ただし、物品の納入、製造の請負又は役務の提供に係る官公需適格組合の証明を受けている組合にあっては、特別な理由があり適当と認める場合に限り、上記にかかわらず本プロポーザルに参加することができる。

- (7) 本プロポーザルの公告の日から連携事業者決定までの間に指名停止の期間がない者であること。本市競争入札参加資格を有しない者にあつては、本プロポーザルの公告の日から連携事業者決定までの間に指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者であること。
- (8) 本プロポーザルの公告の日から連携事業者決定までの間に名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成 20 年 1 月 28 日付名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う調達契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（平成 20 年 1 月 24 日局長決裁）に基づく排除措置の期間がない者であること。
- (9) 名古屋市内に、本店、支店又は営業所等を有する者であること。

3 参加手続き

(1) 担当部署及び問い合わせ先

名古屋市交通局乗客誘致推進課（名古屋市役所西庁舎10階）

住所 〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

電話 052-972-3928 F A X 052-972-3817

メールアドレス riyo-sokushin@tbcn.city.nagoya.lg.jp

担当 ^{ししかい} 宍甘・川島

※ 電話受付時間は、午前 8 時 4 5 分から午後 5 時 3 0 分まで
（正午から午後 1 時までの間を除く）

(2) 実施要項等に対する質問及び回答

本件に関する質問は、質問票（様式 1）に必要事項を記載し、電子メールにより送信すること。

ア 送信先

(1)に記載のメールアドレス

イ 質問期間

令和 8 年 4 月 9 日（木）から令和 8 年 4 月 2 1 日（火）午後 5 時まで

ウ 回答期限

令和 8 年 4 月 2 8 日（火）午後 5 時

エ 留意事項

- (ア) 質問に対する回答は、公開することにより質問者に対して明らかに不利益を与える情報を除き、交通局ウェブサイトに掲載する。
- (イ) 質問に対する回答に合わせて仕様書の補足等が掲載されることがあるため、質問及び回答については交通局ウェブサイトを必ず確認すること。
- (ウ) 上記(ア)に加え、質問者に対しては個別に電子メールにより回答する。
- (エ) 公平で厳正な審査を確保するため、支障のある問い合わせには一切応じない。

(3) 企画提案書等の提出期間等

ア 提出場所

「(1) 担当部署及び問い合わせ先」に同じ

イ 提出期限

令和8年5月11日(月)午後5時 必着

ウ 提出方法

持参による。

なお、提出にあたっては、事前に電話で提出日時の調整をすること。

エ 提出書類の取扱い

- (ア) 提出された企画提案書等は、本プロポーザルにおける連携事業者の選定以外の目的では使用しない。
- (イ) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (ウ) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属することとする。
ただし、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）に基づく情報公開請求の対象となるほか、公表等が特に必要と認められる場合は、交通局は企画提案書等の全部または一部を無償で使用できるものとする。
- (エ) 企画提案書等に著作権・特許権など日本国法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものが含まれている場合、使用に必要な申請は提案者が行い、使用に伴い生じた責任は提案者が負う。

4 提出書類及び作成にあたっての注意事項

(1) 提出書類

ア 参加資格確認申請書類

- (ア) 参加資格確認申請書（様式2）
- (イ) 名古屋市内に本店、支店又は営業所等があることを証明できる書類（登記事項証明書又は納税証明書等。

ただし、令和7年度及び8年度名古屋市競争入札参加資格審査において、名古屋市内の本店、支店又は営業所等で登録している場合は不要とする。）

イ 事業実施体制（様式3）

- ・ 本業務を行う上で、適切な人員・人材の確保がされている提案であることを示すこと。
- ・ 指揮、命令系統及びそれぞれの役割がわかるように記載すること。
- ・ 問題発生時の緊急対応体制を含め、交通局との連絡体制を記載すること。
- ・ 本業務の一部を第三者に再委託する場合又は学識経験者等の協力を受けて本業務を実施する場合は、その内容を記載すること。

ウ 企画提案書

(ア) 表紙（様式4）

(イ) 企画提案書（様式は自由）

本件仕様書に記載の事項に基づき、以下の点に留意のうえ提案内容を記載すること。また、画像やイラスト等を用いてわかりやすく作成し、本件仕様書の内容を十分理解した内容とすること。

- a 本件仕様書「1 趣旨」にふさわしく、謎解きイベントであることをイメージさせるタイトル名を提案すること。なお、2種類の謎解きキットは共通のタイトルを用い、それぞれ識別可能なサブタイトル（副題）を設けること。
- b 本件仕様書「2 イベント概要」(3)イの記載事項を踏まえ、2種類の謎解きキットそれぞれの販売額を提案すること。販売額は、専用乗車券（870円）を含む税込価格とし、過去の交通局の謎解きイベントの販売額等を参照し、参加者が参加しやすい価格設定とすること。
- c 本件仕様書「4 連携事業者の業務詳細」(1)イ～サの記載事項を踏まえたイベントの企画概要を提案すること。特に、以下の内容については具体的に記載すること。
 - (a) イベントの企画概要
 - (b) 2種類の謎解きキットそれぞれの目的地として立ち寄るエリア（各5つ以上）及び選定にあたり考慮した名古屋の魅力や選定コンセプト
 - (c) 移動中に利用を想定する地下鉄駅又は市バス停留所（各4か所以上10か所以下）
- d 提案者が確保することを予定している販売場所について、業種、販売場所の所在地（区名、最寄駅名など）、営業時間などを具体的に記載すること。
- e 本事業の誘客及び事業効果の拡大につながると考えられる独自広報企画について、2つ以上提案すること。

なお、そのうち1つは、交通局において予定する広告貸切列車において、交通局が設定する企画を提案者の負担により拡大して実施するものとしても差し支えないものとする。企画を実施する時期、方法を明記すること。

f 過去の謎解きイベントの主要な実績をイベントの概要と共に示すこと。同種・類似した業務実績がない場合は、本業務を連携して実施するうえで参考になると考えられる業務実績を示すこと。

g 以上について、項目の趣旨や目的を明確にするとともに、不必要に枚数を増やさず、図や表、類似イベント開催時の写真などを用いて簡潔にまとめること。また、以下の点に留意すること。

(a) A4サイズで作成し、1部ごとに左綴じで作成すること。

(b) 上記a～fの内容が検索しやすくなるよう、インデックスを付けること。

(c) 文字サイズは10.5ポイント以上とし、ページの余白は左右20mm程度とすること。

(2) 提出部数

各9部（正本1部、副本8部。ただし、上記ア及びウ(ア)は正本1部のみとする）

区分	提出書類	正本 (提案者名あり)	副本 (提案者名なし)
ア	参加資格確認申請書類（様式2）	1部	—
イ	事業実施体制（様式3）	1部	8部
ウ(ア)	企画提案書 表紙（様式4）	1部	—
ウ(イ)	企画提案書（様式は自由）	1部	8部

(3) 作成にあつての注意事項

ア 正本、副本の提出があるものについては、正本は提案者名を記載し、副本には事業者名が特定できるような記載、表現、ロゴ等は使用しないこと。

イ 提出期限後は、企画提案書等の差替え又は再提出は認めない。（交通局から指示があった場合を除く。）

ウ 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、提案を無効とするとともに、虚偽の記載をしたものに対して指名停止を行うことがある。

エ 企画提案書等のすべての書類について、用語、記載内容が整合していること。

オ 略語、造語及び専門用語は、初出の箇所に一般的な用語を用いて解説を記述すること。

カ 提出された書類が、本説明書及び様式に示された条件に適合しない場合は、当該書類等を無効とすることがある。

キ 提出された書類について、必要に応じて、資料の追加提出を求める場合がある。

5 審査の手續及び業務連携事業者の選定

企画提案書等の審査は、参加資格のあることが確認された者の提案内容のみを交通局

職員から選任する「体験型謎解きイベントの実施に係る業務連携事業者評価委員」（以下「評価委員」という。）が行う。

(1) 審査の実施

ア 事前確認

提出された企画提案書等について交通局が内容を確認し、疑義が生じた場合は、必要に応じて提案者に対するヒアリングにより補足説明を求めることがある。

イ 審査の実施

提出された企画提案書等について、参加資格の確認及び「別紙2 評価基準」に従い書面審査を実施する。

(2) 連携候補者の選定

ア 評価委員の評価に基づく審査で順位が1位となったものを連携候補者とし、覚書の締結に向けた手続を行う。

イ 連携候補者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から連携候補者を選定する。連携候補者となった場合であっても、覚書の手続が完了するまでは、交通局との連携関係は生じない。

ウ 連携候補者と覚書の締結に至らなかった場合は、次順位の者を新たな連携候補者として手続を行うものとする。連携候補者が覚書の相手方として決定される前に指名停止又は覚書の締結前に排除措置を受けた場合も同様とする。

エ 提案者が1者のみであっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、連携候補者としない。

オ 本説明書に示した参加資格がないと認められた者には、その旨及びその理由（以下「無資格理由」という。）を書面により通知し、その者が提出した企画提案書等は審査しない。この場合、通知を受けた者は、次のように無資格理由について説明を求めることができる。

(ア) 通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して7日（名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日（以下「休日」という。）を除く。）以内に、書面（様式は自由。）により説明を求めることができる。

(イ) (ア)に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる末日の翌日から起算して10日以内に、説明を求めた者に対し、書面で行う。

6 審査結果の通知

全提案者の順位と点数は、適正な参加資格を持って提案を行った提案者に対し、書面にて令和8年5月20日（水）までに通知する。

7 連携候補者とならなかった者に対する理由の説明

- (1) 6の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を除く。）以内に、当該提案者が連携候補者に選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）について、書面（様式は自由。）により説明を求めることができる。
- (2) 前項の書面は持参して提出する。
- (3) 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりである。
 - ア 受付場所 「3 参加手続き (1) 担当部署及び問い合わせ先」に同じ
 - イ 受付時間 開庁日の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）
- (4) (1)に対する回答は、説明を求めた者に対し、原則として、その説明を求めることができる末日の翌日から起算して10日以内に書面で行う。
- (5) 書面にて回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けない。

8 その他

(1) 無効となる提案等

ア 次に該当する提案は、無効とする。

- (ア) 本説明書に示した参加資格を有しない者の提案
- (イ) 企画提案書等に虚偽の記載をした者の提案
- (ウ) 本説明書に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案
- (エ) 審査の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- (オ) 本件仕様書に示した内容を満たしていない提案

イ 参加資格を有することを確認された者であっても、連携候補者の選定までの間に参加資格を有しないこととなった者は、参加資格を有しない者に該当する。

- (2) 企画提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルに参加を希望する者で、2(3)に掲げる本市の競争入札参加資格を有していない者は、名古屋市ホームページの入札参加者登録（アドレス <https://www.chotatsu.city.nagoya.jp/>）において必要事項を入力した後、印刷した競争入札参加資格審査申請書その他所定の必要書類を令和8年5月11日（月）午後5時15分までに次の場所に提出し、覚書締結の日までに当該資格の認定を受けていなければならない。

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市財政局契約監理課（名古屋市役所西庁舎11階）

電話052-972-2326

- (4) 本プロポーザルの提案者が交通局から受領した書類は、交通局の了解なく公表又は

使用してはならない。

- (5) 1者につき提案は1件とし、複数の提案はできない。
- (6) 契約内容の履行にあたり、企画提案書等に記載した実施体制の変更は原則として認めない。ただし、担当者については、実務経験が同等以上と交通局が認める場合はこの限りではない。
- (7) 企画提案書等の提出後に辞退する場合は、必ず書面（様式は自由。）により申し出るものとする。
- (8) 企画提案書等の提出後、交通局が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。追加書類の取扱い等については、4(3)と同様とする。

(参考)

本プロポーザル実施スケジュール（予定）

質問の受付	開始時刻	令和8年4月9日（木）午前9時
	締切時刻	令和8年4月21日（火）午後5時
	提出書類	様式1 質問票
質問への回答	公開日	令和8年4月28日（火）
企画提案書等の提出	受付時間	午前10時から午後5時（正午～午後1時除く）
	締切日時	令和8年5月11日（月）午後5時
	提出書類	様式2 参加資格確認申請書類
		様式3 事業実施体制
様式4 企画提案書		
審査結果の通知	通達日	令和8年5月20日（水）までに通知